

議案第26号

豊橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

令和4年5月23日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正 泰

豊橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会会議規則（平成8年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（傍聴の手続等） 第24条 会議を傍聴しようとする者は、先着順に受付において、傍聴券を受理し、係員の指示に従って着席しなければならない。 2・3 （略）	（傍聴の手続等） 第24条 会議を傍聴しようとする者は、先着順に受付において、 <u>その住所及び氏名を記載し</u> 、傍聴券を受理し、係員の指示に従って着席しなければならない。 2・3 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。